

資料集

1. 人口の状況

佐倉市の世帯数、男女別人口

世帯数は、年々増加していますが、人口については、平成28年以降、減少しています。

年次	世帯数	人 口			対象年人口 増加数
		総数	男	女	
H25.3.31	72,398	175,690	86,883	88,807	-382
H26.3.31	73,314	175,575	86,708	88,867	-115
H27.3.31	74,809	177,411	87,491	89,920	1,836
H28.3.31	75,451	176,976	87,267	89,709	-435
H29.3.31	76,146	176,518	86,972	89,546	-458
H30.3.31	76,805	176,059	86,779	89,280	-459

※H27.3.31より集計方法の変更のため外国人(2,283人)の方が加算されています。

(出典:佐倉市住民基本台帳)

2. 歯科診療所の状況

佐倉市の歯科診療所の数は、平成28年10月1日現在、92カ所で、人口10万人あたりの診療所数で見ると、印旛保健所管内平均よりも高く、千葉県と同じ状況です。

	歯科診療所数	人口10万人あたりの 歯科診療所数
佐倉市	92	52.1
印旛保健所管内	344	47.3
千葉県	3,256	52.2

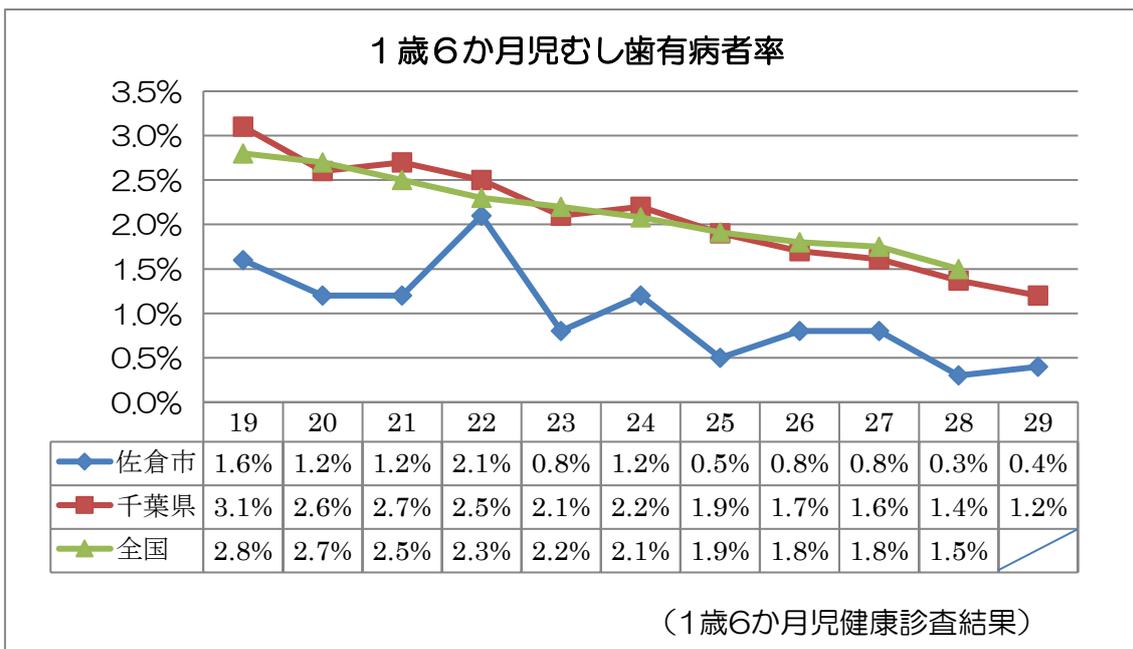
(出典：印旛健康福祉センター事業年報)

3. 佐倉市歯科口腔保健の状況

(1) 乳幼児期

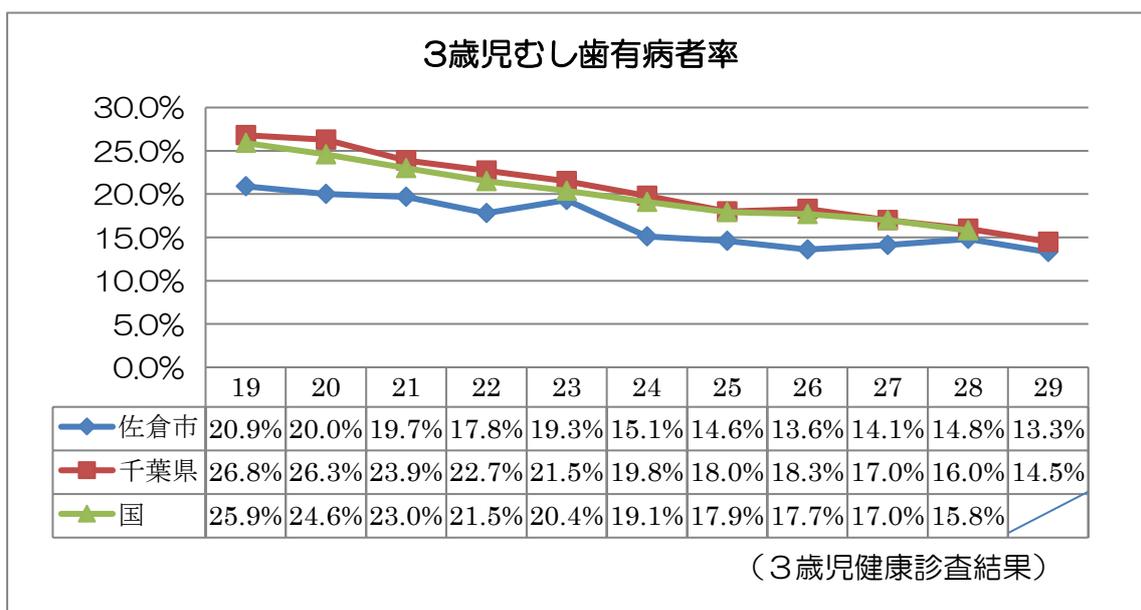
● 1歳6か月児むし歯有病者率の推移

1歳6か月児健康診査時のむし歯有病者率は、年度によりばらつきがありますが、千葉県、全国平均より大きく下まわっています。



● 3歳児むし歯有病者率の推移

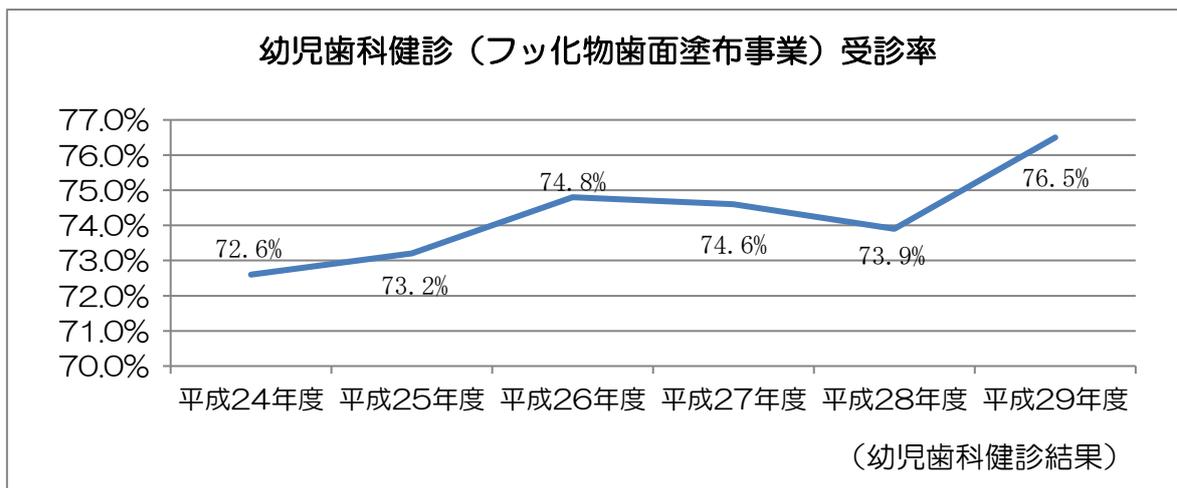
3歳児健康診査時のむし歯有病者率は、千葉県、全国平均と比較すると低い状況です。また、24年度ごろから推移は横ばいとなっています。



●フッ化物（*3）を使用したむし歯予防をする幼児の状況

佐倉市では、昭和57年から幼児歯科健診[フッ化物歯面塗布事業（*1）]を行っており、近年の受診率は7割を超えています。

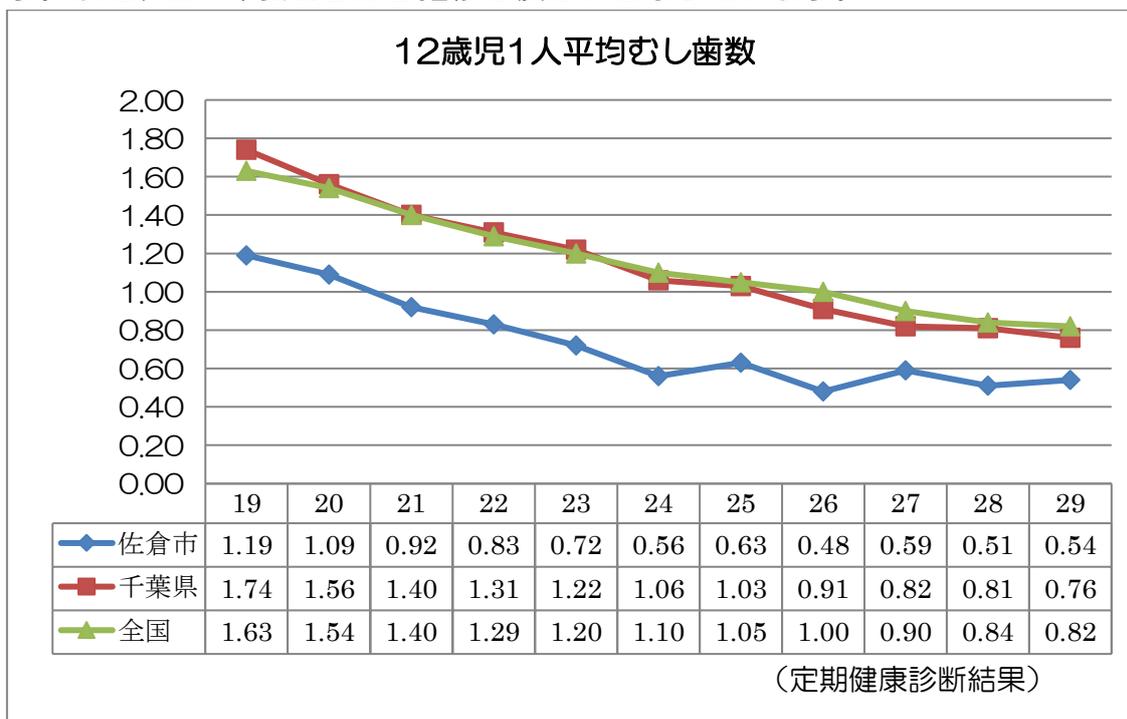
また、フッ化物配合歯みがき剤（*2）を使用する3歳児の割合は、平成15年度は、46.9%でしたが、平成23年度には71.6%に増加、平成29年度は70.1%となっています。



(2) 学齢期

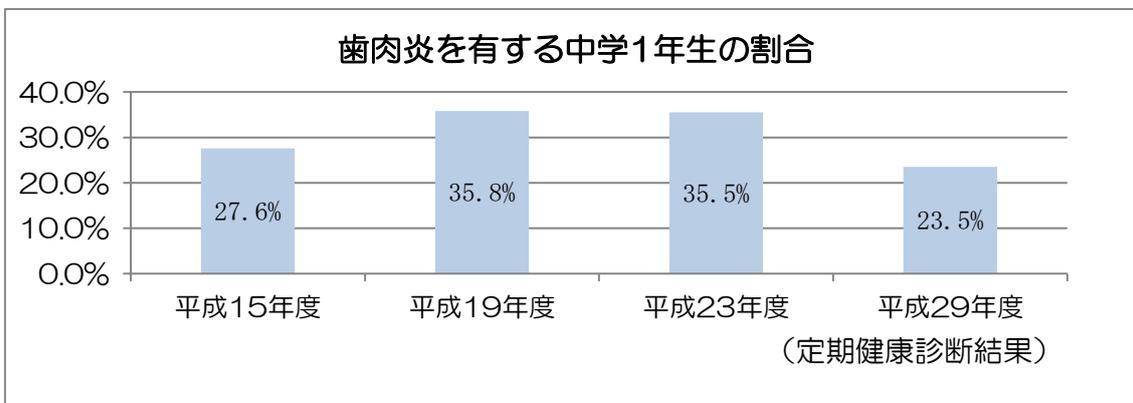
●12歳児1人平均むし歯数の推移

小中学生ともに、千葉県、全国平均と比較して、むし歯保有数が少ない状況です。また、24年度ごろから推移は横ばいとなっています。



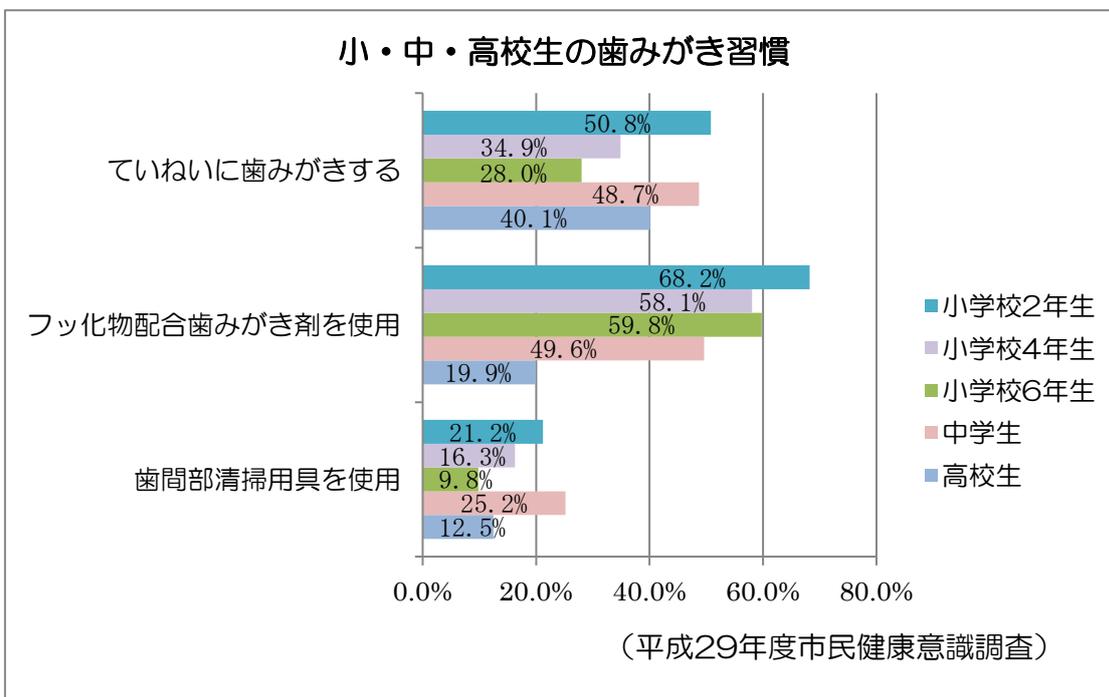
● 歯肉炎（＊7）を有する中学生の推移

歯肉炎を有する中学生は、平成29年度23.5%に減少しました。



● 小・中・高校生の歯みがき習慣

歯や歯ぐきの健康のためにフッ化物配合歯みがき剤を使用する人は小学生・中学生で多くみられますが、高校生では、19.9%と低い割合になっています。

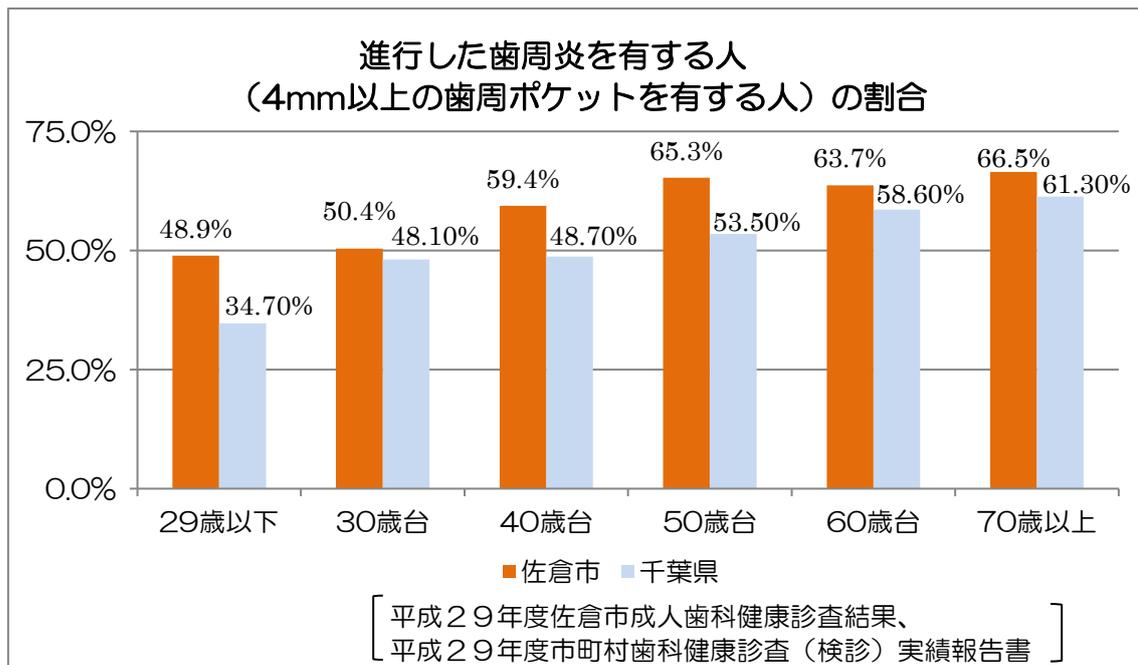


(3) 成人期

● 歯周病（＊6）と自分の歯の保有状況

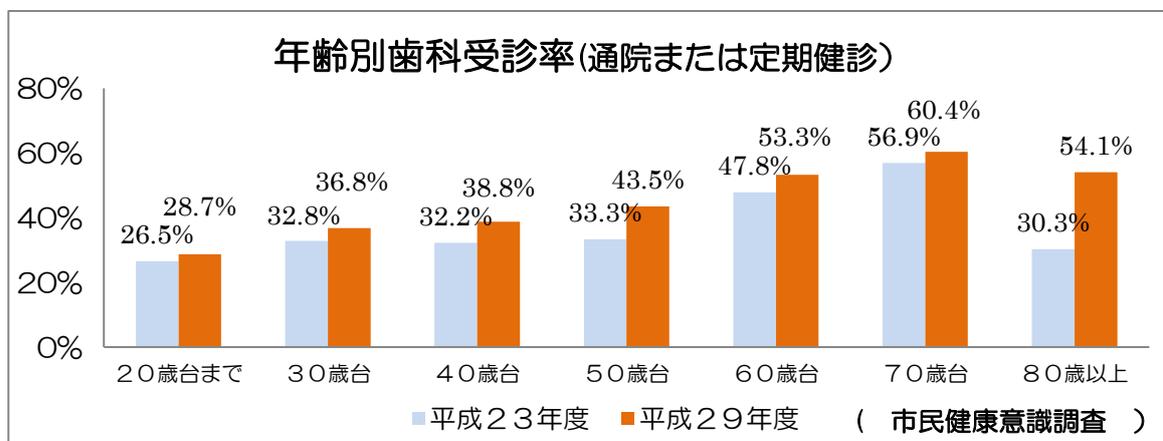
成人期は、歯周病の急増期で、歯の喪失が始まる時期です。

平成29年度の19歳以上を対象とした成人歯科健診の判定結果では、全体のうち、60.9%が歯周病にかかっていました。これは、千葉県の平均値53.9%と比較して高い状況です。



● 歯科受診の状況

市民健康意識調査の結果では、平成23年度と比較して、歯科受診している人の割合がどの年台でも増加していますが、全体の約5割に歯科受診の機会がない状況です。



● 口腔がん集団検診の状況

平成 10 年度から、「歯ッピーかみんぐフェア（*4））において、専門医による口腔がん検診を実施しています。平成 29 年度までの 19 年間の実績では、受診者総数 2,637 人のうち、口腔がん（*10）発見数は 8 人で、発見率は 0.3%となっています。

口腔がん集団検診結果

年度	受診数	口腔がん	前がん病変、 前がん状態（*5）
総数	2,637	8（0.3%）	87（3.3%）

● 口腔がん個別検診の状況

平成 28 年度から、40 歳以上の市民を対象に、市内協力歯科医院による個別口腔がん検診を実施しています。受診者総数 560 人のうち、精密検査対象者は 3 名で、総受診者に対し 0.5%となっています。

口腔がん個別検診結果

年度	受診数	口腔がん	前がん病変、 前がん状態（*14）
平成 28 年度	263	0	12（4.6%）
平成 29 年度	297	0	15（5.1%）
総数	560	0	27（4.8%）

(4) 高齢期

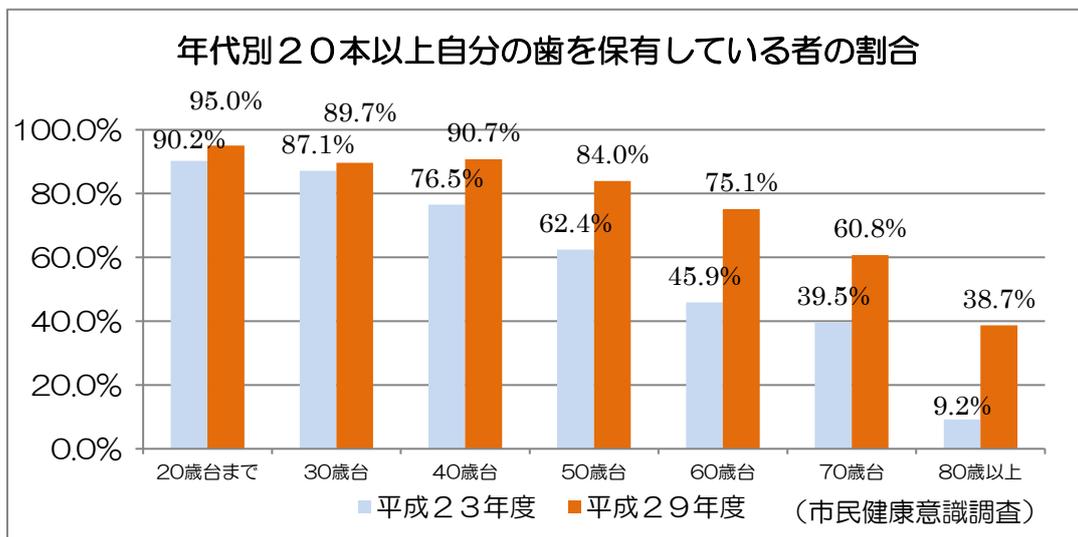
● 高齢化の将来予測

佐倉市の高齢化率は、30.4%（平成 30 年 3 月末現在）で、今後、出生率及び社会動態（*15）の変化などによる人口減少などから、これまで以上に高齢化率が高まっていくことが予想されます。

● 自分の歯の保有状況

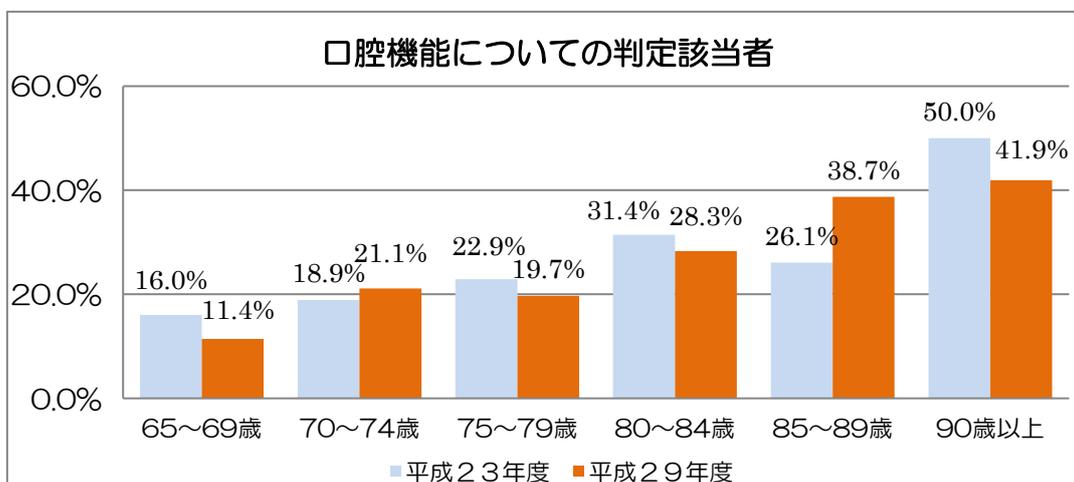
高齢者は、歯の喪失が多くなり、かむ機能が低下します。

また、平成 29 年度市民健康意識調査の結果では、80歳で20本以上自分の歯を保有している人（8020）は53.3%で、国の現状の51.2%（平成 28 年度歯科疾患実態調査）より高い水準にあります。



● 口腔機能（*12）の状況

口腔機能の低下により、生活に不自由が生じるとともに、食べ物・飲み物の誤嚥（*16）や窒息が起こりやすくなります。



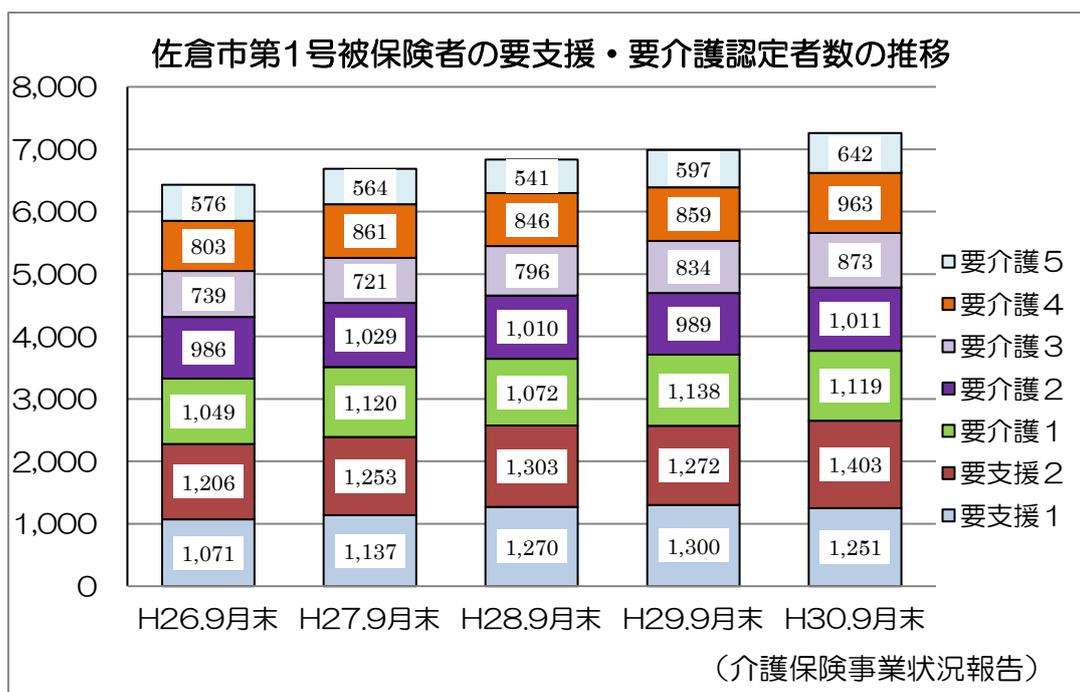
該当者の基準		3つの質問のうち、2つ以上該当する者
NO.	質問内容	
1	半年前に比べて固いものが食べにくくなった	
2	お茶や汁物等でむせることがある	
3	口の渇きが気になる	

（佐倉市高齢者福祉・介護計画策定に係わるアンケート調査）

(5) 障害者・介護が必要な高齢者

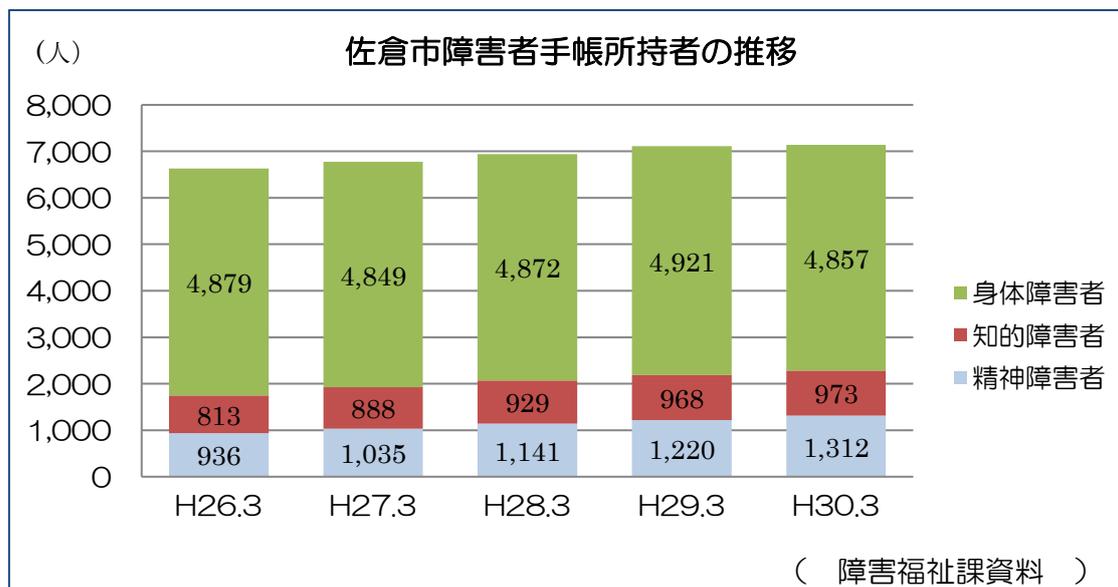
● 要支援・要介護認定者数の推移

平成30年9月末現在の要支援・要介護認定者数は7,262人で、同月末現在の65歳以上人口が54,100人であるため、65歳以上高齢者のうち約13.4%のかたが、要支援・要介護認定を受けています。

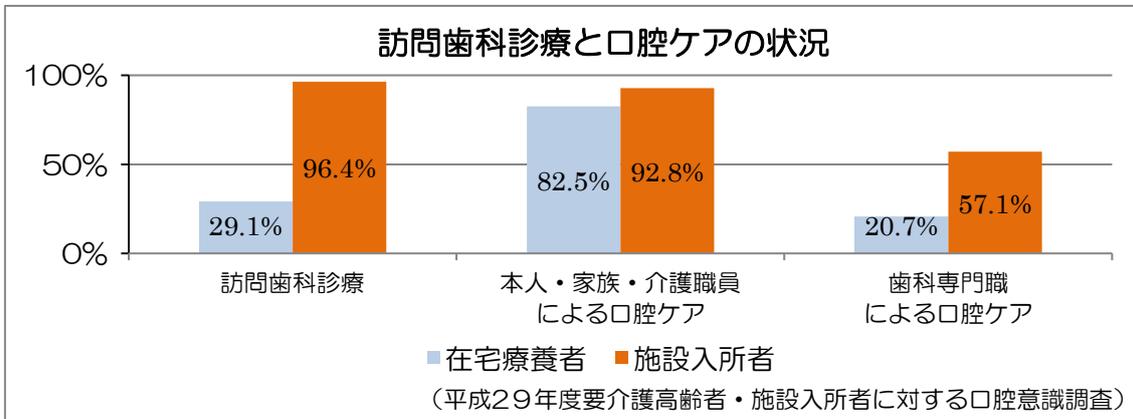


● 障害者数の推移

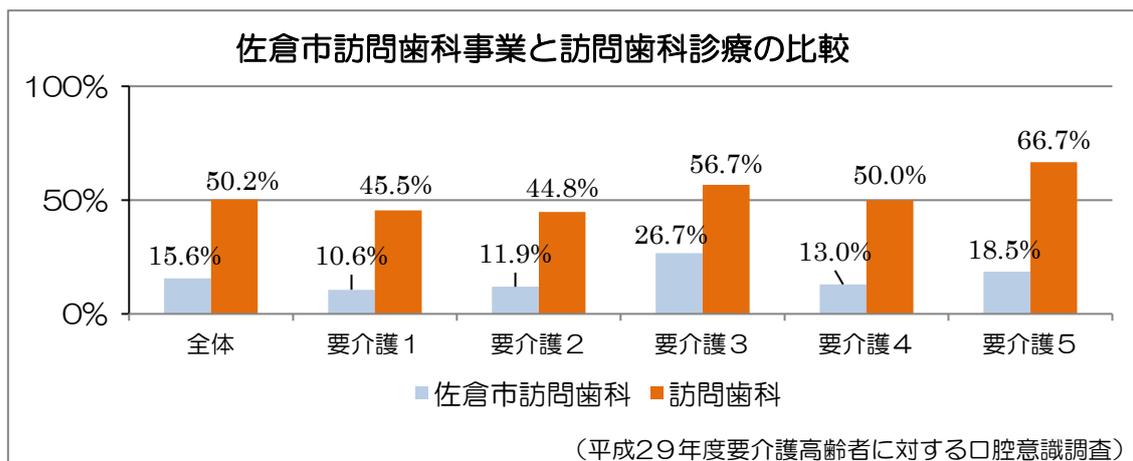
平成30年3月末現在の各種障害者手帳の所持者の総数は7,142人で、5年前(平成26年3月末)と比較すると514人増加しており、身体障害者は減少していますが、知的障害者と精神障害者が増えています。



- 要介護高齢者（在宅療養者・施設入所者）の訪問歯科診療と口腔ケアの状況
 訪問歯科診療と歯科専門職による口腔ケアの状況は、在宅療養者では低く、施設入所者では高い実施率となっています。本人・家族・介護職員による口腔ケアの状況は、在宅療養者で82.5%、施設入所者で92.8%となっています。



- 要介護度別（在宅療養者）の訪問歯科診療認知度
 佐倉市(健康管理センター)に申し込みをして行う佐倉市訪問歯科事業の認知度は低く、歯科医院が行う訪問歯科診療は約半数以上の認知度となっています。



佐倉市訪問歯科事業

在宅療養になり歯科医院に行くことが難しくなった方は、自宅で歯科診療が受けられます。かかりつけ歯科医師が協力医の場合、続けて自宅で診てもらうことができ、口腔ケアができないといった相談にも応じます。市内44名の歯科医師が協力医になっています。

＜対象者＞ 佐倉市民で、通院が困難な方

＜内容＞ 入れ歯、むし歯、歯周病などの歯科治療

＜診療費＞ 健康保険扱い、その範囲で自己負担金があります。

＜診療までのながれ＞

申し込み→市役所職員による事前調査→担当医による歯科診療

4. 用語説明

*1 フッ化物歯面塗布

歯科医院・保健センター等で萌出後の歯に高濃度のフッ化物を直接塗布する方法です。

*2 フッ化物配合歯みがき剤

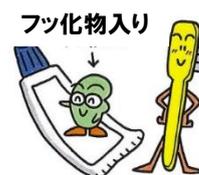
フッ化物配合歯みがき剤とは、フッ化物(モノフルオロリン酸ナトリウム、フッ化ナトリウム、フッ化第一スズ)が含まれる歯みがき剤です。

*3 フッ化物応用

フッ化物には、①歯を強くする、②初期むし歯を修復する、③むし歯菌の活動を抑える効果があります。フッ化物によるむし歯予防方法では、毎日低濃度のフッ化物を使用し、定期的に高濃度のフッ化物を塗布することが効果的です。

◎フッ化物によるむし歯予防方法の種類

- ・フッ化物歯面塗布（高濃度）
- ・フッ化物配合歯みがき剤（低濃度）
- ・フッ化物洗口（低濃度）



*4 歯ッピーかみんぐフェア

市民の口腔衛生の普及啓発及び口腔疾患予防の推進を目的とするイベントを佐倉市と公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会佐倉地区が共催しています。内容は、歯科健診、口腔がん検診、歯みがき、健康相談等を実施しています。

*5 よい歯のコンクール

歯の健康が優れているかを表彰するコンクールです。対象者は市内在住の80歳以上で自分の歯が20本以上あるかたと前年度3歳児健康診査を受診した幼児とその親で、親子ともにむし歯のない方を表彰しています。

*6 歯周病

歯周病は、歯垢中の歯周病菌が、歯ぐきに炎症をおこし、歯を支える組織をとかしてしまう病気です。



*7 歯肉炎

歯ぐき（歯肉）に炎症が起きている状態です。歯ぐきが腫れたり、歯みがきの時に血がでるなどの症状がみられます。

*8 相談・治療済証

定期健康診断の結果、受診勧告された人のうち、歯科医院で相談・治療が済んだ時に学校に提出する書類です。

*9 歯科管理健診

佐倉市では、平成7年度から市内全小・中学校において、学校歯科医による歯科健診や講話及び歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。

*10 口腔がん

口の中にできるがんのことです。舌や頬の内側、歯ぐきなどにできることがあります。

*11 歯間部清掃用具（デンタルフロスや歯間ブラシなど）

歯と歯の間の歯垢を取り除く清掃用具で、ハブラシでは取りにくい歯垢を除去することができます。



*12 口腔機能

食べる（かむ・すりつぶす・飲みこむ）、話す、感情表現、呼吸するなどの役割がある、口全体の機能です。

*13 誤嚥性肺炎

飲みこむ機能が低下したところに、口の中の汚れ、むし歯や歯周病により繁殖した細菌が、唾液や飲食物とともに肺に入り発症します。口腔機能が低下した高齢者に多い肺炎です。

*14 前がん病変、前がん状態

将来、がんになる可能性が高いとされる病変が「前がん病変」「前がん状態」

と言われています。病名は、はくばんしょう 白板症・こうばんしょう 紅板症・へんぺいたいせん 扁平苔癬などが含まれます。

*15 社会動態

一定期間における転入・転出にともなう人口の動きのこと。

*16 誤嚥

飲食物などが誤って気管に入ってしまうことです。通常は、気管内に異物が入ると異物を外へ出そうとして、咳などの反射が起きますが、加齢や脳卒中などで口腔機能が低下すると、反射が鈍くなり、誤嚥しやすくなります。

5. 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例

佐倉市条例第16号
平成25年3月29日施行

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関し、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 1 歯と口腔の健康の維持が子どもの健やかな成長及び生活習慣病の予防、介護予防等の市民の健康づくりに重要な役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 2 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。
- 3 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に市民の歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が市民の歯と口腔の健康づくりに関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

（基本的施策の実施）

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本計画に基本的施策として次に掲げる事項について定め、これを実施するものとする。

- 1 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- 2 フッ化物応用等のむし歯の予防対策に関すること。
- 3 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- 4 障害者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- 5 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

（財政上の措置）

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価報告書

「歯と口腔の健康づくり」

～いつまでも自分の歯で、

よくかんでおいしく食べよう

健康な生活を送ることができるように～

平成31年3月

発行：佐倉市

編集：佐倉市健康こども部健康増進課

〒285-0825

佐倉市江原台2丁目27番地（佐倉市健康管理センター）

電話 043(485)6712（直通）

E-mail kenkouzoushin@city.sakura.lg.jp